

【 第 4 回中標津町自治基本条例（仮称）策定会議報告 】

日時：平成 23 年 1 月 7 日（月） 8：30～8：50

場所：中標津町役場 2 階 庁議室

出席者：14 名（中標津町自治基本条例（仮称）策定会議委員 12 名、事務局 2 名）

< 会議次第 >

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議題
 - （1）パブリックコメント結果について
 - （2）中標津町自治基本条例（案）及び解説書について
 - （3）中標津町議会の議決すべき事件を定める条例（案）について
 - （4）今後のスケジュールについて
 - （5）その他
- 4 閉会

< 配布資料 >

- ・ 資料 1 中標津町自治基本条例（素案）に対する意見募集結果
- ・ 資料 2 中標津町自治基本条例（案）
- ・ 資料 3 中標津町自治基本条例制定説明資料
- ・ 資料 4 解説書
- ・ 資料 5 中標津町議会の議決すべき事件を定める条例（案）
- ・ 資料 6 中標津町議会の議決すべき事件を定める条例制定説明資料
- ・ 資料 7 今後のスケジュール
- ・ 補足説明資料（素案及び案の対照表）
- ・ 参考資料 第 6 期中標津町総合発展計画前期基本計画の体系図
第 6 期中標津町総合発展計画前期基本計画（協働に向けた行動指針）の体系図
中標津町の各計画の体系図
中標津町の各条例の体系図

< 会議結果報告 >

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議題
 - （1）パブリックコメント結果について
（事務局より説明） [資料 1（別途掲載）](#)

- (2) 中標津町自治基本条例 (案) 及び解説書について
(事務局より説明) [補足説明資料 \(別途掲載 \)](#)
[資料 2 ・ 3 ・ 4 \(別途掲載 \)](#)
- (3) 中標津町議会の議決すべき事件を定める条例 (案) について
(事務局より説明) [P 3 ・ P 4](#)
- (4) 今後のスケジュールについて
(事務局より説明) [P 5](#)
- (5) その他
(参考資料について)
(事務局より説明) [P 6 ・ P 7 ・ P 8 ・ P 9](#)

4 閉会

委員長開会挨拶 (要旨)

前回の第 3 回策定会議終了後から、第一法規の法務チェックを経て、今回は、パブリックコメント結果を説明し、案を決定するため、本日お集まりいただきました。

なお、議会の条項については、9 月 1 6 日の議会全員協議会で示された内容となっております。

この自治基本条例は、1 2 月定例会に提案することになります。

今後は、平成 2 4 年 1 月から情報公開、町民参加の手引きや個別計画、個別条例の体系化を整理し、平成 2 4 年 4 月の施行をめざしてまいりますので、よろしくお願い致します。

質疑・応答、意見 なし

委員長閉会挨拶 (要旨)

終わりにあたり私から少しお話をさせていただきますが、スケジュールでも説明したとおり、これから、1 2 月定例会提案を経て、公布、平成 2 4 年 4 月施行となります。

その間、各種手引き、計画・条例の体系化等、職員への周知、実践の徹底を図っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

中標津町議会の議決すべき事件を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、中標津町議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件を次のとおり定めることにより、透明性の高い開かれた行政を実現することを目的とする。

(議決すべき事件の指定)

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中標津町総合発展計画基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止
- (2) 中標津町都市計画マスタープラン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針をいう。)の策定、変更又は廃止

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

中標津町議会の議決すべき事件を定める条例制定説明資料

| 条 項 | 条文の趣旨 | 条 文 | 説 明 |
|-----|------------|---|---|
| 第1条 | 目的 | この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく、中標津町議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件を次のとおり定めることにより、透明性の高い開かれた行政を実現することを目的とする。 | 条例の目的で、「地方自治法」(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を次のとおり定める。 |
| 第2条 | 議決すべき事件の指定 | 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 中標津町総合発展計画基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 (2) 中標津町都市計画マスタープラン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針をいう。)の策定、変更又は廃止 | 議決すべき事件を規定する。 |
| 附則 | | この条例は、平成24年4月1日から施行する。 | この条例は、平成24年4月1日から適用する。 |

まちの将来像
空とみどりの交流拠点 中標津
～あつまるまち つながるまち ひろがるまち～

| 目 基 標 本 | 第1章 参画と協働で未来を築くまちづくり | | | | | | 第2章 健やかでやさしいまちづくり | | | | | | 第3章 力みなぎる産業のまちづくり | | | | | | | |
|-----------|---|--|---|---|--|--|---|--|----------------------------------|---|---|---|--|--|---|--|--|--|--|---|
| | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 1-5 | 1-6 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 2-7 | 2-8 | 3-1 | 3-2 | 3-3 | 3-4 | 3-5 | 3-6 |
| 施 策 の 大 綱 | 協働のまちづくりの推進 | コミュニティの育成 | 国際化、地域間交流の促進 | 北方領土対策の推進 | 人権の尊重と男女共同参画社会の形成 | 計画的な行政経営の推進 | 子育て支援の充実 | 高齢者施策の充実 | 障がい者施策の充実 | 地域福祉の充実 | 健康づくりの推進 | 地域医療の充実 | 医療体制の充実 | 社会保障の充実 | 農業の振興 | 林業の振興 | 商工業の振興 | 観光の振興 | 6次産業化の推進 | 雇用対策の推進 |
| 主 要 施 策 | (1) 町内会や企業、団体の社会貢献活動等の推進 (2) 協働のまちづくりに向けた情報発信の推進 (3) 人材や組織の育成と多様な団体との連携の推進 (4) 自治基本条例(仮称)の制定 (5) 情報公開の推進 (6) 協働のまちづくりに向けた情報発信の推進 | (1) 多様な交流の推進によるネットワークづくり (2) コミュニティ活動施設の整備 (3) コミュニティ活動の推進 (4) 住民自治意識の啓発と組織拡充強化 | (1) 東京中標津会、札幌中標津会との交流の推進 (2) 多様な地域間交流による住民生活及び地域活性化 (3) 国際交流体験による人材育成 | (1) 交流事業の推進 (2) 北方領土返還運動の推進 (3) 北方領土問題の啓発と意識の喚起 | (1) 女性の社会参加の促進 (2) 男女共同参画に関する啓発等の推進 (3) 人権教育、人権啓発の推進 | (1) 広域行政の推進 (2) 職員の意識改革と能力向上 (3) 健全な財政運営の推進 (4) 効率的・効果的な行政経営(行政改革)の推進 | (1) ひとり親家庭福祉の充実 (2) 児童虐待の防止 (3) 子どもを健やかに生み育てる環境づくり (4) 子育て家庭を応援・支援する地域づくり (5) 児童の健全育成 | (1) 介護予防の推進 (2) 介護保険サービスの充実 (3) 生きがいと健康づくり (4) 安心して暮らせる環境づくり (5) 地域支え合いの推進 | (1) 自立と社会参加の促進 (2) 地域における生活支援 | (1) 総合福祉センターの拡充及び利用の推進 (2) ユニバーサルデザインのまちづくり (3) 支え合いの地域づくり (4) 各種支援の推進 (5) 地域資源の充実 (6) 地域福祉社会の形成 | (1) 感染症対策の充実 (2) 心の健康づくり推進 (3) 成人保健事業の拡充 (4) 母子保健事業の充実 (5) 健康づくりの推進 | (1) 救急医療・災害時医療体制の確立 (2) 町立病院の機能充実 (3) 地域医療体制の確立 | (1) 医療技術職員養成修学資金の活用啓発 (2) 地域医療振興財団等からの情報収集等 (3) 医歯大学医局への派遣要請 | (1) 国民年金制度の周知・啓発 (2) 後期高齢者医療制度の円滑な運用 (3) 国民健康保険の安定的な運営 | (1) 畜産食品加工研修センターの充実 (2) 多様でゆとりある農業経営の促進 (3) 環境と調和した農業生産の推進 (4) 安全・安心・良質な農畜産物の付加価値向上 (5) 農地の有効活用 (6) 担い手の育成・確保と支援体制の強化 (7) 農業生産基盤の整備 | (1) 森林環境の保全と活用 (2) 林業・林産物の活性化 (3) 森林資源の育成・保全 | (1) 特産品の開発・PR活動の展開 (2) 空店舗対策及び創業者への支援 (3) まちなか賑わいの創出 (4) 既存企業の体質強化 (5) 融資制度の充実 (6) 中小企業支援策の検討推進 | (1) 観光推進体制の充実 (2) 観光客等の誘致 (3) 広域観光・交流機能の充実 | (1) 新産業の支援 (2) 優良カラマツ材のブランド化を図るための利用促進 (3) 地域内連携による経済活性化 (4) 農畜産物加工・流通の支援 | (1) 雇用の確保に向けた取り組み (2) 季節労働者への就労対策の推進 (3) 通年雇用化対策の推進 |

| 目 基 標 本 | 第4章 利便性のある調和のとれたまちづくり | | | | | | 第5章 安全・安心で快適なまちづくり | | | | | | 第6章 人が輝き歴史と文化を育むまちづくり | | | | | |
|-----------|---|--|---|--|--|------------------------------------|--|---|-------------------------------------|--|--------------------------------------|---|------------------------------------|--|--|---|---|---|
| | 4-1 | 4-2 | 4-3 | 4-4 | 4-5 | 4-6 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5-4 | 5-5 | 5-6 | 5-7 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6-4 | 6-5 |
| 施 策 の 大 綱 | 計画的な土地利用と市街地整備の推進 | 景観形成の推進 | 道路・交通網の充実 | 情報化の推進 | 住宅施策の推進 | 公園・緑地の充実 | 消防・防災の充実 | 防犯・交通安全の充実 | 消費者対策の推進 | 環境保全の推進 | 循環型社会の形成 | 上・下水道の再整備 | 衛生施設の充実 | 学校教育の充実 | 青少年の健全育成 | 生涯学習の推進 | スポーツの振興 | 文化・芸術の振興 |
| 主 要 施 策 | (1) 移住対策の推進 (2) 町有未利用地の有効活用 (3) 市街地整備の推進 (4) 都市計画マスタープランの推進 (5) 計画的な土地利用の推進 | (1) 景観形成の普及・啓発等の推進 (2) 景観の質の向上、保全、活用の推進 (3) 景観法に基づく景観計画の策定 | (1) 安定した航空路線の維持・活用 (2) 公共交通機能の強化 (3) 安全な道路環境の維持 (4) 町道等の生活道路の整備 (5) 高規格道路等の整備促進 | (1) 情報化の環境づくりの推進 (2) 自治体の情報化の推進 (3) ブロードバンド・ゼロ地域解消に向けた取り組み | (1) 良好な住宅地の形成 (2) 住環境の形成 (3) 公営住宅の整備・維持管理の推進 | (1) 緑地の適切な維持管理 (2) 安全・安心な公園施設整備 | (1) 治水対策の促進 (2) 建築物の耐震化 (3) 地域防災力の向上 (4) 防災体制の強化 (5) 防火体制の強化 (6) 消防・救急体制の充実 | (1) 交通安全意識の高揚 (2) 交通安全施設の高揚 (3) 交通安全施設の設置要請強化 (4) 防犯施設の整備拡充 (5) 防犯活動の促進及び意識高揚 | (1) 町消費生活センターの充実 (2) 町消費者協会の活動強化 | (1) 公害防止対策の推進 (2) 省エネルギー対策の推進 (3) 地球温暖化防止対策の推進 (4) 野生動植物の保全 (5) 森林と緑の保全 (6) 河川と水の保全 (7) 環境保全意識の高揚 (8) 環境保全推進体制の確立 | (1) 不法投棄対策の推進 (2) ごみ処理・リサイクル体制の充実 | (1) 雨水対策の向上 (2) 終末処理場施設の長寿命化計画の策定と機器更新再整備 (3) 下水道管路施設の長寿命化計画の策定と災害対応の充実 (4) 水処理率向上に向けた啓発活動の推進 (5) 水道施設等の再整備 (6) 水質向上の向上 (7) サイクルの向上 (8) 安全・安心な水道水の供給 | (1) 中標津第2墓地の整備 (2) 白樺斎場(火葬場)の建設 | (1) 学校給食の充実 (2) 学校施設の整備・充実 (3) 学校規模の適正化 (4) 信頼される学校づくりの推進 (5) 豊かな心と健やかな体の育成 (6) 社会で活きる確かな学力の育成 (7) 幼児教育の充実 | (1) 町立中標津農業高校の充実 (2) 経済的負担の軽減、奨学金制度の充実 (3) 教育関係団体への補助 (4) 学校規模の適正化 (5) 学校給食の充実 (6) 学校施設の整備・充実 (7) 信頼される学校づくりの推進 (8) 豊かな心と健やかな体の育成 (9) 社会で活きる確かな学力の育成 (10) 幼児教育の充実 | (1) 青少年の体験・交流活動の促進 (2) 青少年健全育成体制・環境の整備 | (1) 生涯学習講座の充実 (2) 生涯学習情報提供 (3) 生涯学習団体の支援 (4) 生涯学習団体の運営支援 (5) スポーツ施設の整備充実・有効活用 (6) スポーツ指導者の養成・確保 (7) スポーツ団体の運営支援 (8) スポーツ施設の整備充実・有効活用 | (1) 文化財の保護と活用 (2) 文化・芸術の鑑賞機会と発表機会の充実 (3) 文化・芸術団体、指導者の育成 |

まちの将来像
空とみどりの交流拠点 中標津

～あつまるまち つながるまち ひろがるまち～

協働に向けた行動指針

目
基
標

施
策
の
大
綱

行
動
指
針

目
基
標

施
策
の
大
綱

行
動
指
針

第1章
参画と協働で未来を築くまちづくり

第2章
健やかでやさしいまちづくり

第3章
力みなぎる産業のまちづくり

第4章
利便性のある調和のとれたまちづくり

第5章
安全・安心で快適なまちづくり

第6章
人が輝き歴史と文化を育むまちづくり

1-1 協働のまちづくりの推進

1-2 コミュニティの育成

1-3 国際化、地域間交流の促進

1-4 北方領土対策の推進

1-5 人権の尊重と男女共同参画社会の形成

1-6 計画的な行政経営の推進

2-1 子育て支援の充実

2-2 高齢者施策の充実

2-3 障がい者施策の充実

2-4 地域福祉の充実

2-5 健康づくりの推進

2-6 地域医療の充実

2-7 医療体制の充実

2-8 社会保障の充実

3-1 農業の振興

3-2 林業の振興

3-3 商工業の振興

3-4 観光の振興

3-5 6次産業化の推進

3-6 雇用対策の推進

- (1) 町の広報紙など町政に関する情報の把握に努めましょう。
- (2) パブリックコメント制度、町民アンケートを利用し、政策・施策の形成過程に参画しましょう。
- (3) 公募される審議会や委員会に積極的に参加しましょう。
- (4) 社会貢献事業に積極的に参加しましょう。

- (1) 町内会などコミュニティ団体の活動に積極的に参加しましょう。
- (2) 町内会の加入促進に努めましょう。
- (3) 地域でのコミュニティ施設の適正な管理を進めましょう。
- (4) 町内会の加入促進に努めましょう。

- (1) 国際交流や地域間交流に積極的に参加しましょう。
- (2) 北方領土問題への意識を持ちましょう。

- (1) 国際交流や地域間交流に積極的に参加しましょう。
- (2) 北方領土問題への意識を持ちましょう。
- (3) 差別やいじめ、虐待などの人権侵害をしない、させない社会づくりを進めましょう。
- (4) 雇用や待遇による差別を撤廃しましょう。
- (5) 家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行いましょう。
- (6) お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重しましょう。
- (7) 女性が能力を發揮できる職場環境をつくりましょう。

- (1) 町政懇談会等に積極的に参加し、意見を述べましょう。
- (2) 町政への関心を持ちましょう。
- (3) 納税者の義務を果たしましょう。

- (1) 子育てを応援する環境をつくりましょう。
- (2) 企業からの参画を促し、子育てを地域社会全体で支えましょう。
- (3) 子どもと子育てを地域社会全体で支えましょう。
- (4) 子育てを応援する環境をつくりましょう。

- (1) 町内会やサークル、サロン、異世代交流等、地域社会全体でつながりを深めましょう。
- (2) お年寄りを敬いましょう。
- (3) 災害時の安否確認と避難体制の確保のため町内会活動を充実しましょう。

- (1) 障がい者に対する理解を深め、支え合いましょう。
- (2) 障がい者に対する理解を深め、支え合いましょう。

- (1) 各種ボランティアやNPO活動に関心を持ち気軽に参加しましょう。

- (1) 町内会、学校、職場などふれあう者がお互いに気遣い、心と体の病を予防するよう心がけましょう。
- (2) 早期発見・早期治療を受けて生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を図りましょう。
- (3) 生活習慣病予防のために「栄養バランスのよい食生活」、「運動の実践」、「禁煙・分煙」に取り組みましょう。
- (4) 子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた健康づくりの知識を身につけましょう。

- (1) 救急医療が守られるよう病気の程度や診療時間を考え安易な受診はやめましょう。

- (1) 医師、医療スタッフの確保と定着を図るため、適正な受診を心がけ地域医療を守りましょう。

- (1) 国民健康保険税は納期限内に納めましょう。

- (1) 環境に配慮した機能的植樹活動に参加しましょう。

- (1) 環境を考慮した循環型農業に取り組みしましょう。
- (2) 安価な生産物提供に努めましょう。

- (1) 中標津町をはじめ、道東の観光拠点としての情報発信基地の創出に協力しましょう。

- (1) 地域の資源を活用した加工等の6次産業を支援しましょう。
- (2) 新たな雇用の場を創出しましょう。

4-1 計画的な土地利用と市街地整備の推進

4-2 景観形成の推進

4-3 道路・交通網の充実

4-4 情報化の推進

4-5 住宅施策の推進

4-6 公園・緑地の充実

5-1 消防・防災の充実

5-2 防犯・交通安全の充実

5-3 消費者対策の推進

5-4 環境保全の推進

5-5 循環型社会の形成

5-6 上・下水道の再整備

5-7 衛生施設の充実

6-1 学校教育の充実

6-2 青少年の健全育成

6-3 生涯学習の推進

6-4 スポーツの振興

6-5 文化・芸術の振興

- (1) 周辺環境と調和した土地利用を図りましょう。
- (2) 歩いて暮らせるまちにしましょう。

- (1) 地域町民が連携し美しいまちづくりを進めましょう。

- (1) 町内のバスを積極的に利用しましょう。
- (2) 中標津空港を利用しましょう。

- (1) 情報サービスを利用し活用しましょう。

- (1) 住環境を整え、心豊かな生活をめざしましょう。

- (1) 緑地・公園施設を大切に使いましょう。
- (2) 事業者は工場や商業、施設等の緑化などを進めましょう。

- (1) 日頃から家庭で災害発生時の行動について話し合いましょう。
- (2) 災害に備え、日頃から防災訓練等に参加しましょう。
- (3) 住宅用火災警報器を設置しましょう。

- (1) 地域での防犯活動に参加しましょう。
- (2) 交通安全ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

- (1) 消費生活に関する知識の習得に努めましょう。
- (2) 消費生活相談窓口を活用しましょう。

- (1) 環境美化活動を進めましょう。
- (2) 河川・道路の清掃活動など、各地区・団体で取り組む取り組みを進めましょう。

- (1) 不法投棄の防止に向け、地域で協力しましょう。
- (2) リサイクルの推進、生ごみの堆肥化などごみの減量化に取り組ましましょう。

- (1) 節水に努め、水資源の維持に取り組ましましょう。
- (2) 公共下水道整備地区では、下水道への接続に努めましょう。

- (1) これまで培ってきた知識・技術を生かし、子どもたち保護者やPTA活動などへ積極的に参加しましょう。
- (2) 基本的な生活習慣、しつけなど家庭における教育に力をいれましょう。

- (1) 地域活動などに積極的に参加し、子どもたちと関わりあいましょう。
- (2) 子どもを犯罪被害や事故などの防止に向けて、地域で子どもを見守りましょう。
- (3) 社会ルールを守り、子どもの模範となりましょう。

- (1) 生涯学習活動の成果をまちづくり活動に生かしましょう。
- (2) これまで培ってきた知識・技術を生かして、生涯学習活動を支援しましょう。
- (3) 社会教育施設を積極的に活用しましょう。

- (1) イベントや各種スポーツ大会へ積極的に参加しましょう。
- (2) 年齢・体力に応じた、定期的なスポーツをしましょう。

- (1) 町の財産である文化財の保護・保存に協力しましょう。
- (2) 我が町の歴史を学び、地域文化を伝承しましょう。
- (3) 文化・芸術活動に積極的に参加しましょう。

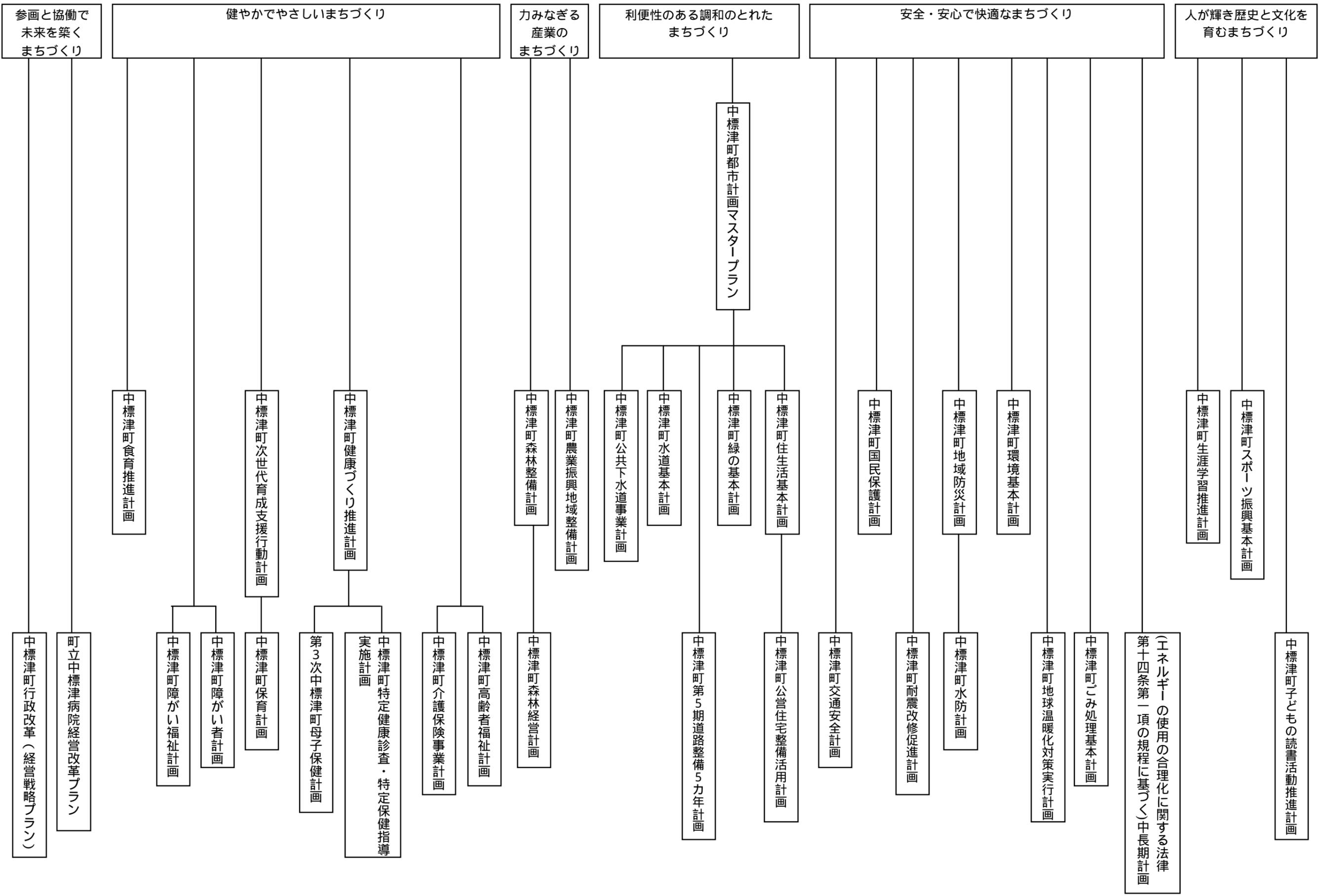
第6期中標津町総合発展計画

分野(6)

議決事件に付する計画

中間計画(基本計画等)

個別計画



中標津町自治基本条例

総合制
度条例

分野(6)

分野別
基本条例

(個別政策条例)
分野別政策条例

(個別制度条例)
分野別制度条例

根拠規定条例

中標津町行政手続条例

中標津町個人情報保護条例

中標津町情報公開条例

中標津町景観条例

中標津町環境基本条例

参画と協働で未来を築くまちづくり

健康やかでやさしいまちづくり

力みなぎる産業のまちづくり

利便性のある調和のとれたまちづくり

安全・安心で快適なまちづくり

人が輝き歴史と文化を育むまちづくり

- 中標津町総合発展計画審議会条例
- 中標津町統計条例
- 固定資産評価審査委員会条例
- 中標津町財産条例
- 中標津町議会議員政治倫理条例
- 中標津町地域会館設置条例
- 中標津町へき地保健福祉館設置条例
- 中標津町生活館設置条例
- 農村研修所設置条例
- 農事集会所設置条例

- 中標津町保健センター設置条例
- 中標津町国民健康保険条例
- 中標津町後期高齢者医療に関する条例
- 多目的集会所及びコミュニティセンター設置条例
- 中標津町保育所設置条例
- 中標津町保育所保育実施条例
- 中標津町へき地保育所設置条例
- 中標津町児童館設置条例
- 母と子の家設置条例
- 中標津町児童デイサービスセンター条例
- 中標津町乳幼児医療費の助成に関する条例
- 中標津町社会福祉委員会条例
- 中標津町社会福祉法人の助成に関する条例
- 中標津町総合福祉センター条例
- 中標津町老人福祉センター条例
- 中標津町シルバーセンター条例
- 中標津町共生型交流センター条例
- 中標津町在宅福祉事業条例
- 中標津町緊急通報システム事業条例
- 中標津町障がい者グループホーム条例
- 中標津町障害者自立支援審査会の委員の定数を定める条例
- 中標津町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例
- 災害弔慰金の支給等に関する条例
- 中標津町アイヌ住宅改良資金貸付条例
- 医療技術職員養成修学資金貸付条例
- 町立中標津病院使用料及び手数料条例
- 中標津町看護職員確保対策貸付金条例
- 中標津町労働会館設置条例

- 中標津町産業振興条例
- 中標津町中小企業振興基本条例
- 中小企業従業員向け住宅資金貸付条例
- 開陽台展望施設設置条例
- 中標津町畜産食品加工研修センター設置条例
- 中標津町農業農村活性化資金貸付条例
- 中標津町農家負債整理に伴う利子補給条例
- 中標津町入植及び増反者選考委員会条例
- 中標津町畜場設置条例
- 中標津町有林野条例
- 中標津町有林野部分林設定条例
- 民有地火入許可に関する条例
- 中標津町農用地等集団化事業計画推進委員会設置条例

- 町有バスの運行等に関する条例
- 中標津町交通センター設置条例
- 中標津町都市計画審議会条例
- 中標津町特別工業地区建築条例
- 中標津町簡易水道事業条例
- 中標津町集落排水施設管理条例
- 中標津町下水道条例
- 中標津町下水道受益者負担金条例
- 中標津町水道事業給水条例
- 中標津町道路占用料徴収条例
- 中標津町建設事業受益者負担に関する条例
- 中標津町特定公共賃貸住宅条例
- 中標津町公園条例
- 中標津町河川管理条例
- 中標津町準用河川管理条例

- 中標津町きれいな街にする条例
- 中標津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 中標津町一般廃棄物処理施設条例
- 中標津町清掃センター設置条例
- 中標津町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
- 中標津町墓地条例
- 中標津町畜犬取締及び野犬掃とつ条例
- 中標津町安全で住みよいまちづくり条例
- 中標津町家庭菜園設置条例
- 中標津町外2町葬祭組合高場設置条例

- 中標津町教育委員会管下学校施設の使用条例
- 中標津町学校給食センター設置条例
- 中標津町立幼稚園設置等条例
- 中標津町育英資金条例
- 中標津町学校林条例
- 中標津町図書館条例
- 中標津町郷土館条例
- 中標津町文化財保護条例
- 中標津町生涯学習委員設置条例
- 中標津町総合文化会館設置条例
- 中標津町教育相談センター条例
- 中標津町生涯学習研究所条例
- 中標津町体育指導委員設置条例
- 中標津町管体育施設設置条例
- 中標津町交流センター設置条例
- 中標津町青少年問題協議会条例

- 中標津町私道除雪負担金の徴収に関する条例

- 中標津町国民健康保険税条例
- 中標津町老人福祉施設入所措置費負担金徴収条例
- 政治倫理の確立のための中標津町長の資産等の公開に関する条例
- 中標津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 中標津町特別会計条例
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 中標津町財政公表に関する条例
- 中標津町基金条例
- 中標津町手数料条例
- 中標津町税外収入徴収条例
- 中標津町都市計画税条例
- 中標津町印鑑登録及び証明に関する条例
- 中標津町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- 中標津町議会定例会条例
- 中標津町議会委員会条例
- 地方公営企業法の全部を適用する条例

- 中標津町道営畜産担い手育成総合整備事業分担金の徴収に関する条例
- 中標津町公社営畜産担い手育成総合整備事業負担金の徴収に関する条例
- 中標津町畜産環境整備特別対策事業負担金の徴収に関する条例
- 中標津町公社営畜産環境整備特別対策事業負担金の徴収に関する条例
- 農業委員会等に関する法律第29条の規定による費用の負担及び徴収に関する条例
- 中標津町農用地等集団化(交換分合)事業負担金の徴収に関する条例

- 中標津町道営草地整備改良事業分担金の徴収に関する条例
- 中標津町道営畜産担い手育成総合整備事業分担金の徴収に関する条例
- 中標津町公社営畜産担い手育成総合整備事業負担金の徴収に関する条例
- 中標津町畜産環境整備特別対策事業負担金の徴収に関する条例
- 中標津町公社営畜産環境整備特別対策事業負担金の徴収に関する条例
- 農業委員会等に関する法律第29条の規定による費用の負担及び徴収に関する条例
- 中標津町農用地等集団化(交換分合)事業負担金の徴収に関する条例

- 中標津町外2町葬祭組合議会定例会条例

- 中標津町役場の位置を定める条例
- 中標津町の休日を定める条例
- 中標津町公告式条例
- 中標津町表彰条例
- 中標津町名誉町民条例
- 中標津町副町長定数条例
- 中標津町設置条例
- 中標津町国民保護協議会条例
- 中標津町条例の用語等の統一に関する措置条例
- 中標津町職員定数条例
- 一般職の任期つき職員採用等に関する条例
- 職員再任用に関する条例
- 職員分限に関する手続及び効果に関する条例
- 職員定年等に関する条例
- 公益法人等への職員の派遣等に関する条例
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇に関する条例
- 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任の基づく債務の免除に関する条例
- 職員の職務の宣誓に関する条例
- 職員の専念する義務の特例に関する条例
- 中標津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 職員の育児休暇に関する条例
- 中標津町職員の自己啓発等休業に関する条例
- 中標津町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例
- 医学等の研修に関する条例
- 中標津町共済住宅条例
- 職員団体の登録に関する条例
- 職員団体のための職員の行為の制限に関する条例
- 中標津町特別報酬等審議会条例
- 中標津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- 証人等の実費弁償に関する条例
- 中標津町教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例
- 職員給与に関する条例
- 町長及び副町長に対する寒冷手当支給に関する条例
- 寒冷手当支給に関する条例
- 昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例
- 職員の旅費支給に関する条例
- 中標津町防災会議条例
- 中標津町災害対策本部条例
- 中標津町役場計根別支所設置条例
- 中標津町選挙水スタに掲示場の設置に関する条例
- 中標津町下水道設置条例
- 中標津町集落排水施設設置条例
- 中標津町下水道設置条例
- 中標津町立学校設置条例
- 北海道中標津農業高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 中標津町病院事業の設置に関する条例
- 中標津町農業委員会委員の定数に関する条例
- 中標津町議会の議員の定数に関する条例
- 中標津町議会議務局設置条例
- 中標津町監査委員条例
- 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 中標津町外2町葬祭組合公告式条例
- 中標津町外2町葬祭組合議会の議員及び監査委員の報酬並びに費用弁償支給条例
- 中標津町外2町葬祭組合監査委員条例
- 中標津町外2町葬祭組合職員定数条例
- 中標津町外2町葬祭組合職員に関する条例
- 中標津町外2町葬祭組合職員の勤務等に関する条例
- 中標津町外2町葬祭組合職員の勤務時間等に関する条例
- 中標津町外2町葬祭組合職員の給与及び旅費等に関する条例